

児童福祉の充実

地域での子育て支援

各地域での子育て支援の中から「保育所」「子どもを預かる」「仲間づくりや育児相談」について紹介します。

保育所

各保育所では、随時入所の申し込みを受け付けています。また、保護者の仕事等により児童を保育できない場合の延長保育や一時保育も行っていきます。

勢至保育園は、日曜日や祝日に保育を行う休日保育の指定施設となっています。

休日保育は、市内の保育所に入所している児童であれば誰でも利用することができ、ますので、ぜひお気軽にご利用ください。

※延長・一時・休日保育は、有料です。申込・問合先 各保育所(表1)

表1 延長・一時・休日保育の実施保育所

施設名	定員	電話番号	延長保育	一時保育	休日保育
にかほ保育園	200	32-3200	○	○	
つばみ保育園	45	62-8260	○	○	
小出保育園	60	36-2251	○	○	
若菜保育園	60	36-2479	○	○	
勢至保育園	120	38-2248	○	○	○
白百合保育園	90	43-2456	○	○	
ひまわり保育園	70	43-4600	○	○	
星城保育園	60	44-2314	○	○	
明星保育園	60	43-5622	○	○	
小砂川保育園	30	46-2060	○	○	

保育料の助成制度

▽すこやか子育て支援事業による保育料助成制度(1歳以上が対象で、所得制限があります)

・第1子と第2子:平成17年4月1日以前に出生(1/4助成)、平成17年4月2日以降に出生(1/2助成)

・第3子以降:平成18年4月1日以前に出生(全額助成)、平成18年4月2日以降に出生(1/2助成)

▽ひとり親家庭保育補助による保育料の減免
前年分の所得税1,500円未満は全額免除、所得500万円以下は半額免除になります。

▽保育園や幼稚園等に2人以上入所している場合の保育料の減免(申請不要)

2人目は半額免除、3人目以降は9/10免除になります。

申請・問合先 すくすく子育て支援課 32・3040

子どもを預かる

◎子育てサポーター

子育て中の保護者が、病気や仕事等で一時的に子どもを預かってほしいときに子育てサポーターがお手伝いします。

子育てサポーターは、県の養成講習を修了し、保育の基礎的知識を持った保育ボランティアです。(有料)

申込・問合先 子育てサポートかざぐるま 庄司 36・3431、ぶうさんクラブ

総合的な福祉の支援

障害のある方や母子家庭等、社会的弱者等への自立と支援

市では、障害のある方や母子家庭等、その他の社会的弱者の不安を解消し、すべての人がいきいきと生活できる地域社会を実現するため、積極的に支援してまいります。

◎献血事業

市の献血事業は、市民の皆さんの善意で成り立っています。献血者を安定的に確保するため、ポスターの掲示やふれあい献血などのイベントを行い、複数回献血の推進や若年層への啓発活動に努めています。

◎障害者の相談支援

障害のある方(障害者手帳の有無は問いません)やその家族が、普段困っていること、福祉サービスの利用方法、療育や教育、就労など、地域で暮らしていくうえでのさまざまな相談に応じ支援してまいります。自宅への訪問や電話での相談にも応じますので、お気軽にご相談ください。

◆身体障害に関すること

金浦療護園 38・4123

◆知的障害に関すること

さんとりつ 32・5155

◆精神障害に関すること

象潟病院 44・2341

学童保育クラブ

学童保育クラブは、保護者が、日中、仕事等で家庭にいない児童(小学校1〜3年生)に生活の場や遊びを提供しています。今年度は、院内小学校区にクラブが発足しました。

申込・問合先 各クラブ(表2)

クラブ名	電話番号	小学校区
仁賀保学童保育クラブ	36・2479	平沢
院内学童保育クラブ	36・3556	院内・小出
学童保育たんぼぼサークル	38・3381	金浦
学童保育のびやかサークル	43・5310	象潟・上浜
学童保育星城クラブ	44・2314	上郷

仲間づくりや育児相談

◆子育て支援センター

育児やしつけのこと、遊び場や友だちのこと、イライラする気持ちなど。ひとりで行っていませんか。子育て支援センターは、そんなお母さんやお父さんを応援する強い見方です。ぜひ、お子さんと一緒に遊びに来てください。

申込・問合先 仁賀保子育て支援センター 32・3200、金浦子育て支援センター 38・2248、象潟子育て支援センター 43・7501

◆家庭児童相談室

子どもに関することなら何でも家庭児童相談室の相談員に相談してください。

相談・問合先 家庭児童相談員(すくすく子育て支援課内) 32・3040

◎自立支援医療

障害や疾患の程度を保持または改善するための医療費を助成します。ただし、制度を利用できない医療機関がありますので、事前に医療機関、福祉事務所までご相談ください。

◆更生医療(18歳以上)

身体障害者手帳所持者の血液透析や障害部位に関する各種手術等

◆育成医療(18歳未満)

現存する疾患を医療処置しないと障害を残すと認められる場合(主治医が認めること)

※育成医療は、これまで本荘保健所が窓口となっていました。市への事務委託により、ことし4月からは福祉事務所または象潟・金浦市民サービスセンターで申請できるようになりました。

◎母子家庭の自立と支援

母子家庭は、子供を養育しながら、自らの経済的自立を図る必要があるなど、厳しい環境の中で、就労、教育、健康、住宅など多くの課題を抱えています。

市では、母子自立支援員が中心となり、母子世帯の就業・自立等を支援しています。

◆児童扶養手当について

平成14年の母子および寡婦福祉法等の改正で、児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へと転換されました。

それに伴い、受給開始後5年を経過した

◎生活保護

生活保護は、生活に困っている方が、その利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものの活用を図っても、なお最低限度の生活が維持できない場合に適用されます。

市では、平成19年度末現在で、113世帯、158人が保護を受給しています。詳しくは、福祉事務所窓口または各地区の民生委員にご相談ください。

◎DV防止

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など、親密な関係の中で行われる暴力のことです。「暴力」とは、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる暴力を含みます。

福祉事務所では、暴力でお悩みの方の相談にのり、関係機関と連携して、相談者の安全確保と自立を支援します。

◆問合先

にかほ市福祉事務所

◆総務係 32・3034

◆福祉係 32・3041

◆保護係 32・3038